

## 「最低制限価格率」「調査基準価格率」の範囲の改正について

工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率・調査基準価格率の範囲を上げますので、お知らせします。

### 最低制限価格率・調査基準価格率の範囲

「最低制限価格率」及び「調査基準価格率」の算定方法を次のとおり改正します。

改正前	最低制限価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率が <b>10</b> 分の <b>9</b> を超える場合にあつては <b>10</b> 分の <b>9</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7</b> に満たない場合にあつては <b>10</b> 分の <b>7</b> とする。
	調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る調査基準価格率が <b>10</b> 分の <b>9</b> を超える場合にあつては <b>10</b> 分の <b>9</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7</b> に満たない場合にあつては <b>10</b> 分の <b>7</b> とする。
改正後	最低制限価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率が <b>10</b> 分の <b>9.2</b> を超える場合にあつては <b>10</b> 分の <b>9.2</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7.5</b> に満たない場合にあつては <b>10</b> 分の <b>7.5</b> とする。
	調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る調査基準価格率が <b>10</b> 分の <b>9.2</b> を超える場合にあつては <b>10</b> 分の <b>9.2</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7.5</b> に満たない場合にあつては <b>10</b> 分の <b>7.5</b> とする。

■適用年月日 平成31年4月19日以後に告示する案件より適用

■改正後の要領等

【札幌市水道局工事等低入札価格調査要領】

【札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領】

<http://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/keiyakukiteirui.html>

お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011